

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から21年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年7月までは14万2,000円、同年8月は16万円、同年9月から20年4月までは14万2,000円、同年5月は15万円、同年6月から同年10月までは14万2,000円、同年11月及び同年12月は15万円、21年1月から同年6月までは18万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年11月1日から22年10月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められること、及び22年4月から同年6月までの標準報酬月額は28万円であると認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年11月から22年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成18年9月1日から22年10月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の給与支給額に比べて低すぎるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年9月1日から22年10月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日

において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年9月1日から21年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年11月1日から22年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成18年9月1日から21年11月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成18年9月から19年7月までは14万2,000円、同年8月は16万円、同年9月から20年4月までは14万2,000円、同年5月は15万円、同年6月から同年10月までは14万2,000円、同年11月及び同年12月は15万円、21年1月から同年6月までは18万円、同年7月は22万円、同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が申立期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年11月1日から22年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、21年11月から22年8月までの期間は9万8,000円、同年9月は10万4,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、標準報酬月額決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは、申立人から提出された同年4月及び同年7月の給与明細書から、当該期間の各月の支払基礎日数が17日未満であったと推認されることから、従前の標準報酬月額28万円とすることが妥当である。

したがって、A社における標準報酬月額を平成21年11月から22年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月30日から同年12月1日まで
私は、昭和48年9月にA社に入社し、52年4月まで継続して勤務した。
昭和50年12月1日にA社B支店から同社本社に転勤したが、1か月の厚生年金保険の未加入期間が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された回答書により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和50年12月1日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主が資格喪失日を昭和50年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 3 月まで

年金記録では、申立期間の私の国民年金保険料は未納と記録されている。しかし、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間については、家計簿に国民年金保険料を納付したとみられる記載があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間(①、②及び③)における国民年金保険料の納付について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「納付書が送付された記憶は無く、A市B支所の窓口で告げられた金額を納付していた。その際、領収書は受け取っていない。」と説明しており、これはA市の窓口における国民年金保険料の納付方法と著しく異なっている。

また、国民年金被保険者台帳(昭和47年度から59年度まで)、A市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)及びオンライン記録によれば、申立期間(①、②及び③)における申立人の国民年金保険料はいずれも未納と記録されている。

2 申立期間②のうち昭和61年4月から63年3月までの期間及び申立期間③については、申立人から提出された家計簿に61年4月から平成2年3月までの各月に「国民年金」又は「年金」の項目で申立人及び申立人の妻の国民年金保険料とみられる金額の記載がある。

しかしながら、当該家計簿に記載されている国民年金保険料48月分の中には、実際の保険料額と相違している月が4月分見られ、いずれも、国民年

金保険料額が変更された時期に発生しているが、これについて、申立人の妻は、「家計簿は、領収書やレシートを基に記入したのではなく、その日に支払ったものを思い出しながら記入していた。」と説明している。

また、家計簿に国民年金保険料と併せて記載されている国民健康保険税について見ると、年度内の納付金額の合計が当時の年度上限保険税額を大幅に上回っているとともに、当時の年4回又は年8回とする納付方法と異なりほぼ毎月納付したこととなっているなど、A市の国民健康保険税の納付方法と相違しており、これについて申立人の妻は「考えてみたがよく分からない。」と説明している。

これらのことから、当該家計簿について当時の納付事実を推認させる資料とすることは困難である。

- 3 申立期間(①、②及び③)は161月(このうち家計簿に国民年金保険料額の記載のある期間は47月)の長期間にわたることから、毎月納付していたとする申立人及び申立人の妻の二人分の国民年金保険料の記録が全て未納となるとは考え難い。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 3 月まで

年金記録では、申立期間の私の国民年金保険料は未納と記録されている。しかし、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間については、家計簿に国民年金保険料を納付したとみられる記載があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間(①、②及び③)における国民年金保険料の納付について、申立人は、「納付書が送付された記憶は無く、A市B支所の窓口で告げられた金額を納付していた。その際、領収書は受け取っていない。」と説明しており、これはA市の窓口における国民年金保険料の納付方法と著しく異なっている。

また、国民年金被保険者台帳(昭和47年度から59年度まで)、A市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)及びオンライン記録によれば、申立期間(①、②及び③)における申立人の国民年金保険料はいずれも未納と記録されている。

2 申立期間②のうち昭和61年4月から63年3月までの期間及び申立期間③については、申立人から提出された家計簿に61年4月から平成2年3月までの各月に「国民年金」又は「年金」の項目で申立人及び申立人の夫の国民年金保険料とみられる金額の記載がある。

しかしながら、当該家計簿に記載されている国民年金保険料48月分の中には、実際の保険料額と相違している月が4月分見られ、いずれも、国民年

金保険料額が変更された時期に発生しているが、これについて、申立人は、「家計簿は、領収書やレシートを基に記入したのではなく、その日に支払ったものを思い出しながら記入していた。」と説明している。

また、家計簿に国民年金保険料と併せて記載されている国民健康保険税について見ると、年度内の納付金額の合計が当時の年度上限保険税額を大幅に上回っているとともに、当時の年4回又は年8回とする納付方法と異なりほぼ毎月納付したこととなっているなど、A市の国民健康保険税の納付方法と相違しており、これについて申立人は「考えてみたがよく分からない。」と説明している。

これらのことから、当該家計簿について当時の納付事実を推認させる資料とすることは困難である。

- 3 申立期間(①、②及び③)は161月(このうち家計簿に国民年金保険料額の記載のある期間は47月)の長期間にわたることから、毎月納付していたとする申立人及び申立人の夫の二人分の国民年金保険料の記録が全て未納となるとは考え難い。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から63年3月まで

私が会社を退職後、しばらくしてから妻が私の国民年金の加入手続を行い、ある時期に市役所又は社会保険事務所（当時）から17、18万円の保険料納付書が送付されてきた。妻は市役所に分割納付できないか問い合わせたが、どうにか工面して銀行で一括納付したことを記憶しているので、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、昭和63年6月又は同年7月頃に行われたと推認でき、申立人は61年4月1日に遡って被保険者資格を取得していることから、当該加入手続に引き続く時期に61年4月から63年3月までの過年度保険料（17万4,000円）に係る納付書及び昭和63年度の現年度保険料に係る納付書が申立人に送付されたものと推認できる。申立人及び申立期間の保険料を納付したとするその妻は、17、18万円の納付書が送付され当該保険料を一括納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間の前後（昭和61年4月から同年6月までの期間、63年4月及び同年5月）の国民年金保険料が63年7月27日及び同年7月28日に納付されていること、及びそれから半年程度後の平成元年2月9日に過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、同日において、時効が成立していない昭和62年1月から63年3月までの期間に係る保険料の全部又は一部については未納と記録されていたものと推認でき、申立人及びその妻の主張内容と符合しない。

また、A市における申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 5 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 1 月から実家が経営する A 社で働くことになり、すぐにいくつかの現場で仕事をした。その後、41 年に同社を退職した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間は厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述等から、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、申立期間当時、A 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の A 社の代表取締役は既に死亡しており、申立人は、「A 社は火事で焼失し当時の資料は残っていない。」と説明している上、元同僚等から申立人に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述が得られず、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間より後の昭和 41 年 8 月 10 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同年 8 月 10 日以前の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保有していない。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 26 日から 56 年 6 月 18 日まで
私は、A社に勤務していた時、同社が設立したB社に昭和 55 年 2 月 26 日に異動し、56 年 11 月まで勤務していた。
しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和 56 年 6 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、B社に勤務していた同僚は、「勤務していた期間のうち1年ぐらい厚生年金保険の未加入期間があり、その当時の給与明細書には厚生年金保険料の控除の記載は無かったと記憶している。」と回答している。

さらに、B社からは文書照会等に対する回答が得られず、A社は、「申立人に係る資料が無く、B社に関して説明できる者及び資料も無いため当時の状況は不明である。」と回答している。

加えて、申立人及び申立人と同様にA社からB社に異動した同僚二人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得したことが確認でき、別の同僚一人について、B社に異動する前に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日からB社において被保険者資格を取得する日までの間、健康保険の任意継続被保険者として加入していたことが確認できる上、B社の当時の代表取締役は、申立期間において国民

年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月頃から15年1月頃まで

私は、A社に平成元年5月頃から15年1月頃まで勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は全く無く、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答及び申立人が所持する預金取引明細（平成9年から14年まで）に記載されている給与振込により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、平成3年3月31日以前及び11年7月1日以降は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記事業主は、「申立期間当時の資料は残っていないが、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、給与からも厚生年金保険料を控除していない。また、当社で厚生年金保険に加入していた者は、医療保険については、全員、B健康保険組合に加入していた。」としているところ、申立人は申立期間全期間を通じて国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付しているとともに、C市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。